

参 考 資 料

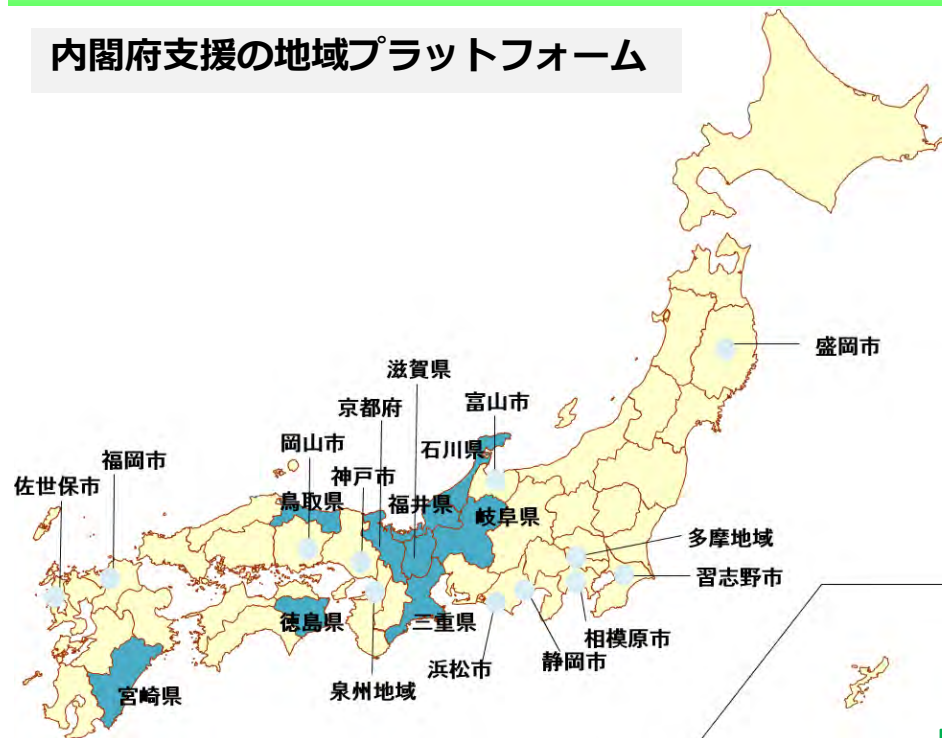
平成31年2月1日



内閣府 民間資金等活用事業推進室

国土交通省との連携によるプラットフォームの機能強化

内閣府支援の地域プラットフォーム



ブロックプラットフォーム



利点

地方公共団体が事業の初期段階からその地域でサウンディングを行う等により地域の企業の能力を活用した案件形成が可能

課題

都道府県範囲のプラットフォームは未だ9府県程度

利点

サウンディングにあたり、都道府県の枠を超え広域的に参加企業を募るため、地方公共団体が幅広い企業の意見を聴く機会を設けることが可能

課題

地域の企業の参加は必ずしも多くはなく、同じ地域の企業同士の情報交換や連携の場としての機能は乏しい

- ・ 地方公共団体を始め地域の関係者のPPP/PFIに対する理解度の向上
 - ・ 地方公共団体がその所在する都道府県内の企業の意見を聴く等その能力を活用した案件形成
 - ・ 地域の様々な事業分野の民間事業者の企画力・提案力・事業推進力の向上
- を促進するため、地域プラットフォームの代表者と協定を結び、機能強化を図る（PPP/PFI地域プラットフォームの協定制度）

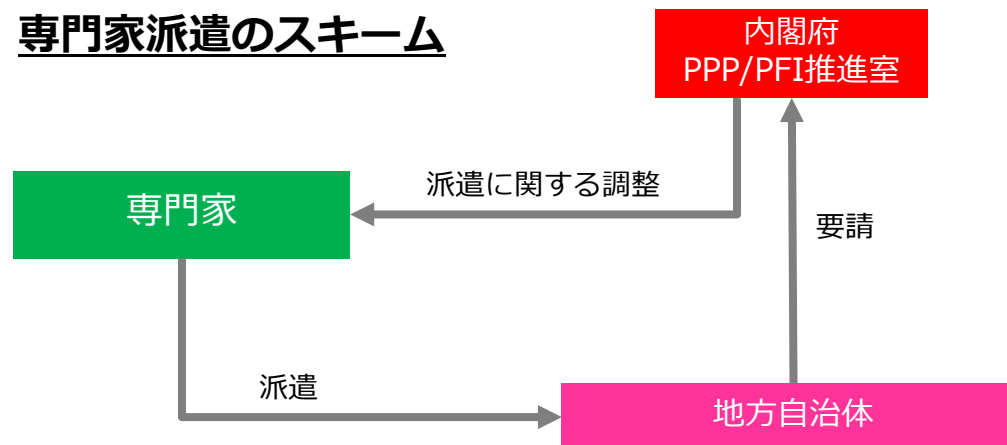
内閣府における専門家派遣制度

- 内閣府では、PPP/PFI事業に取り組む地方公共団体を支援するため、専門的知見、ノウハウ、経験をもつ専門家を派遣する制度を実施している。
- 現状、PPP/PFI事業に関して、民間企業を支援する仕組みはない。

制度の概要

項目	内容
概要	○地方自治体に対して、専門的な立場からのアドバイス、指導、講演、質疑応答を実施（1回につき半日程度） ○派遣費用（謝金、旅費）は全額、内閣府が負担。
専門家について	PPP/PFI実務に通じた関係団体及び総合コンサルタント等の民間企業その他の団体から推薦を受けた者
支援対象者について	地方公共団体等

専門家派遣のスキーム



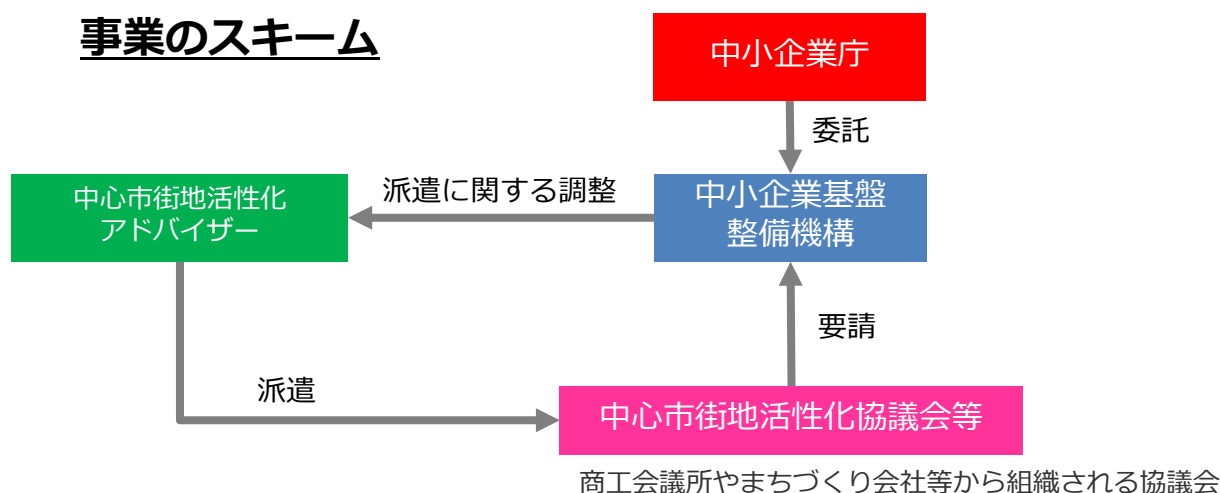
中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業

- 中小企業基盤整備機構が、中心市街地活性化協議会等に対して、専門知識をもつアドバイザーを派遣する。
- 中心市街地活性化協議会の設立・運営に係るアドバイス、個別の商業活性化事業実施に係るアドバイスを行う。

事業の概要

項目	内容
概要	○利用回数と期間は、12人日以内、かつ原則6ヶ月間以内で、すべての合計で年間60人日以内 ○年間累計3人日分まで無料
専門家について	○まちづくり、中心市街地活性化、商業活性化、都市計画等の専門的知識及び経験を有し、かつ地域ごとの支援計画を立案できる者 ○まちづくり、中心市街地活性化、商業活性化、都市計画等の専門的知識及び経験を有し、かつ、中心市街地活性化に係る相談・助言を行う業務について概ね3年以上の実務経験を有する者
支援対象者について	○中心市街地活性化協議会 ○中心市街地活性化法による活性化を検討する商工会・商工会議所・まちづくり会社等の組織等

事業のスキーム



出典：中小企業基盤整備機構、中心市街地活性化支援
「平成30年度中心市街地商業活性化アドバイザー募集要項」、中小企業基盤整備機構

DMOにおける専門家派遣事業

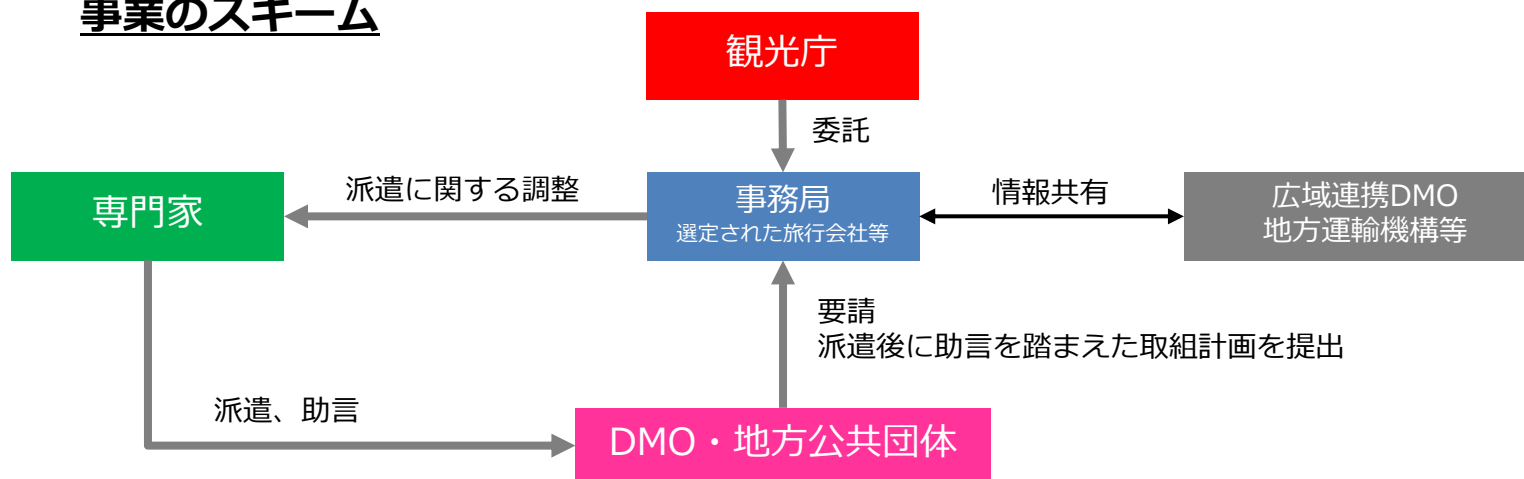
- 観光庁では、「広域周遊観光促進のための専門家派遣事業」を実施しており、DMO¹及び地方自治体に対して専門家を派遣している。

¹DMO（観光地域づくりの舵取り役）：Destination Management/Marketing Organization

事業の概要

項目	内容
概要	<ul style="list-style-type: none"> ○専門家は派遣要請を受けた地域を訪問し、外国人等の目線から助言等を実施 ○専門家の派遣に関わる旅費・謝金（上限あり）については、観光庁が負担 ○派遣される専門家については、事務局（委託事業者）に相談可能
専門家について	専門家は、観光庁や地域等から推薦のあった専門家候補から、専門家としての要件を満たし、かつ専門家に就任することについて承諾を得られた者
支援対象者について	日本版DMO及び地方公共団体

事業のスキーム



よろず支援拠点事業

- (独)中小企業基盤整備機構が「よろず支援拠点」（各都道府県に設置）の活動支援等を行う「よろず支援拠点全国本部」の役割を果たす。
- 支援拠点として、各都道府県の中小企業支援センター、商工会議所等があげられる。
- 地域の**中小企業・小規模事業者**等に対する支援を目的としている。

事業の概要

項目	内容
概要	中小企業・小規模事業者等に対して、相談窓口を設置。何度でも無料で相談することができる。
専門家について	○チーフコーディネーターは公募により決定 ○チーフコーディネーター・コーディネーターともに特定の資格は必須ではない（ただし、中小企業診断士等の資格を保有しているケースが多い）
支援対象者について	中小企業・小規模事業者等

コーディネーターの募集要件例（平成29年度 岡山県よろず支援拠点コーディネーター募集要領）

A 経営全般の課題を明確にして方向性を提案できるコーディネーター
認定支援機関(経営革新計画等の策定に際し、主たる支援者として関与した後、当該計画の認定を3件以上受けていること(申請中を含む)又は士業法の士業の資格を有する者)及び同等の能力を有する者

B 経営の専門的な課題に対して具体的なアドバイスができるコーディネーター

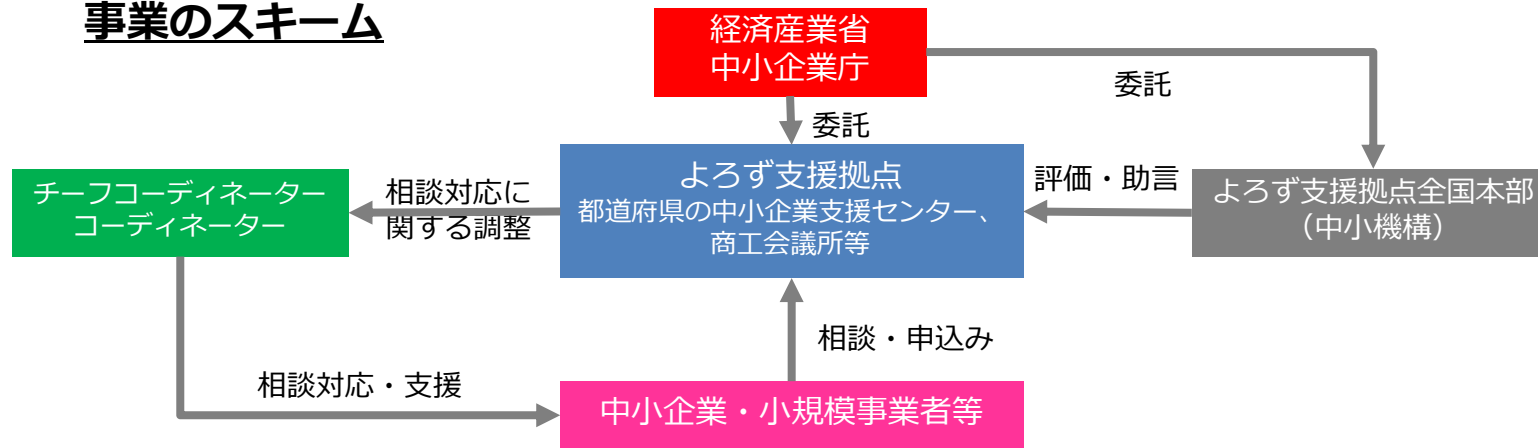
- ① 弁護士、税理士、司法書士等の士業
- ② 広報戦略、商品PR等に関して専門的な知識を有する者
- ③ 商品開発、販路開拓、販売促進等に関して専門的な知識を有する者
- ④ フードアドバイザー等、食品に関して専門的な知識を有する者
- ⑤ IT、IoT、ICTに関して専門的な知識を有する者
- ⑥ 生産管理等に関して専門的な知識を有する者
- ⑦ 農林水産業、6次産業化に関して専門的な知識を有する者
- ⑧ 海外での事業展開に関して専門的な知識を有する者
- ⑨ 人材採用、人材育成に関して専門的な知識を有する者
- ⑩ 観光振興又は商店街の活性化に関して専門的な知識を有する者
- ⑪ 上記以外で必要と認められる専門的な知識を有する者

※認定支援機関とは、中小企業・小規模事業者が安心して経営相談等が受けられるために、専門知識や、実務経験が一定レベル以上の者に対し、国が認定する公的な支援機関のこと。

※経営革新計画とは、中小企業が「新事業活動」に取り組み、「経営の相当程度の向上」を図ることを目的に策定する中期的な経営計画書であり、国や都道府県に計画が承認されると様々な支援策の対象となる。

よろず支援拠点事業

事業のスキーム



出典：中小企業庁、「「よろず支援拠点」の運用見直しについて」、平成29年1月16日
<http://www.chusho.meti.go.jp/koukai/shingikai/shienbunkakai/2017/170314haifu3.pdf>